

後 期 高 齡 者 医 療 計
特 別 会

後期高齢者医療特別会計〔保健福祉部 国保年金課 所管〕

1. 概要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、これまでの老人保健制度に代わる制度として平成20年4月に創設された。

茨城県においては、県内すべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が後期高齢者医療の運営主体となり、被保険者の認定や保険料の賦課、医療の給付や保健事業等を行い、市町村は各種届出の申請受付や相談業務などの窓口業務、保険料の徴収などを行う。

2. 歳入の状況

(単位：千円、%)

款	項	29年度	構成比	28年度	構成比	増減額	増減率
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	383,294	80.1	347,576	79.5	35,718	10.3
使用料及び手数料	手数料	20	0.0	20	0.0	0	0.0
繰入金	他会計繰入金	95,006	19.8	89,364	20.4	5,642	6.3
繰越金	繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸収入		631	0.1	580	0.1	51	8.8
	延滞金、加算金及び過料	100	0.0	100	0.0	0	0.0
	償還金及び還付加算金	480	0.1	480	0.1	0	0.0
	雑入	51	0.0	0	0	51	皆増
歳入合計		478,952	100.0	437,541	100.0	41,411	9.5

3. 歳出の状況

(単位：千円、%)

款	項	29年度	構成比	28年度	構成比	増減額	増減率
総務費		32,290	6.7	32,299	7.4	△9	0.0
	総務管理費	28,837	6.0	28,870	6.6	△33	△0.1
	徴収費	3,453	0.7	3,429	0.8	24	0.7
後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療広域連合納付金	445,181	93.0	403,761	92.3	41,420	10.3
諸支出金		481	0.1	481	0.1	0	0.0
	償還金及び還付加算金	480	0.1	480	0.1	0	0.0
	繰出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
予備費	予備費	1,000	0.2	1,000	0.2	0	0.0
歳出合計		478,952	100.0	437,541	100.0	41,411	9.5

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	3,453	3,429	24	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	3,453	3,429	24	事務費等繰入金 外
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者医療保険料徴収業務を市町村が行うこととなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

後期高齢者医療保険財政の財源を確保する。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者へ納付書等の送付、収納管理及び徴収等を行う。徴収は、納付書等での納付となる普通徴収(7月から翌年2月までの8期)と年金天引きとなる特別徴収(4月、6月、8月、10月、12月、2月の6期)の2通りの支払方法により徴収する。

(単位:千円)

	新年度	前年度	差	主な名称
事業費	445,181	403,761	41,420	
国庫支出金	0	0	0	
県支出金	0	0	0	
地方債	0	0	0	
その他	445,181	403,761	41,420	現年度分普通(特別)徴収保険料, 保険基盤安定繰入金 外
一般財源	0	0	0	

【背景(なぜ始めたのか)】

老人保健制度に代わる制度として、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設され、市は被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付することとなった。

【目的及び期待する効果(誰(何)をどうしたいのか)】

茨城県後期高齢者医療広域連合の健全な財政運営を図る。

【内容(何の業務活動をどのような手法で行うか)】

被保険者が納付した保険料等を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。また、保険料軽減措置により減額された保険料を保健基盤安定制度により公費(県3/4, 市1/4)で補填し納付する(保険基盤安定納付金)。